

さぬき市教育振興基本計画

【平成25年度～30年度】

平成25年2月

平成29年1月部分改訂

さぬき市教育委員会

＝ 目 次 ＝

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3

第2章 基本計画

第1節 さぬき市の教育の基本的な考え方	4
---------------------	---

第2節 施策の展開	4
-----------	---

教育方針1 生涯にわたって学び、自立して生きる力を持つ人を育む。

・特色ある学校(園)教育活動の創造と開かれた学校経営の推進	6
・「確かな学力」を培う学校教育の充実	7
・人間形成の基礎を培う幼児教育の充実	8
・特別支援教育の推進	9
・教職員の資質向上	10
・経済的援助による就学・進学支援の推進	11
・学校規模と配置の適正化及び施設整備の推進	12
・学校・家庭・地域社会と連携した教育活動の充実	13
・ライフステージに応じた多様な生涯学習の推進	15
・読書を通じた学びへの支援	17

教育方針2 自然や人間・文化に学び、ふるさとを愛する人を育む。

・郷土に学び、郷土を愛する環境づくりの推進	19
・文化財に対する積極的な保護・活用の推進	21
・芸術文化活動の振興と自主的な活動の推進	22

教育方針3 ふれあいと連帯の心を養い、人権を尊重する人を育む。

・人権学習実施団体間の連携強化と市民への学習機会・学習情報の提供	24
・社会教育団体への学習支援と人権教育・啓発の実践力を身に付けた指導者の育成	25
・人権教育を体系的に実施するためのカリキュラムや教材の整備	26
・人権推進体制の整備と校種間の連携を深める支援	27

教育方針4 生命の尊重と健康の増進に努め、しなやかな心身を持つ人を育む。

・安心・安全な学校づくりの推進	29
・幼児・児童・生徒や保護者を支援する教育相談等の充実	30
・豊かな心を育む道徳教育の充実	31
・体力づくりの推進	32

・学校保健の充実	33
・食育の推進	34
・青少年の健全育成と学校外活動の充実	35
・地域スポーツ団体の育成と生涯スポーツの定着化	37
・特色ある地域スポーツ事業の充実	39

第3章 さぬき市の教育施策の実現に向けて

1 教育委員会の活性化	40
2 教育行政の透明性確保と情報発信	40
3 市長との連携と教育予算の充実	40
4 計画の進捗管理	41

付 録

用語の解説	42
さぬき市教育振興基本計画策定委員会設置要綱	46
さぬき市教育振興基本計画策定委員会委員名簿	47
策定過程	48

第1章	計画の策定に当たって
第2章	基本計画
第3章	さぬき市の教育施策の実現に向けて

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

古くから経済・文化・生活の面で強い結びつきを持った、津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町が平成14年4月に合併し、さぬき市が誕生しました。

合併後、戦略性を持った市政運営の基本方針を示すとともに、「市民と行政との協働の新しいまちづくりを進めるための指針」となるさぬき市総合計画が策定され、「自立する都市」を基本理念とし、「人いきいき 親自然・真健康・新創造」を将来像として、さぬき市のまちづくりを進め、教育行政においても、「主体性・創造性・生きがいをはぐくむ教育・文化のまちづくり」を目指してきました。

さぬき市誕生から10年、急速に進む社会の少子高齢化、ICT（情報通信技術）の発達などに見られる高度情報化、さらには社会・経済のグローバル化、環境問題の深刻化などにより社会全体が大きく変化し、また地域では、核家族化や地域コミュニティの希薄化が進行しています。一方、教育分野においては、子どもたちの学ぶ意欲や学力・体力の低下、問題行動、さらには、社会全体における規範意識や倫理観の低下など、解決すべき多くの課題が指摘されています。

このような中、平成18年12月に「教育基本法」が改正され、国は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画を策定すること、地方公共団体は、国の計画を踏まえ、地域の実情に応じ、基本的な計画を策定するよう努めなければならないことが定められました。

これを受けて国は平成20年7月に「教育振興基本計画」を、県は平成23年に新しい「香川県教育振興基本計画」を策定し、教育に関する基本的な方針や取り組むべき施策を示しています。

そこで、さぬき市教育委員会においても、学校教育と生涯学習、スポーツ、文化それぞれの業務を総合的に推進するに当たり、市の教育施策の指針となる「さぬき市教育振興基本計画」を策定するものです。

教育基本法（平成18年法律第120号）（抜粋）

（教育振興基本計画）

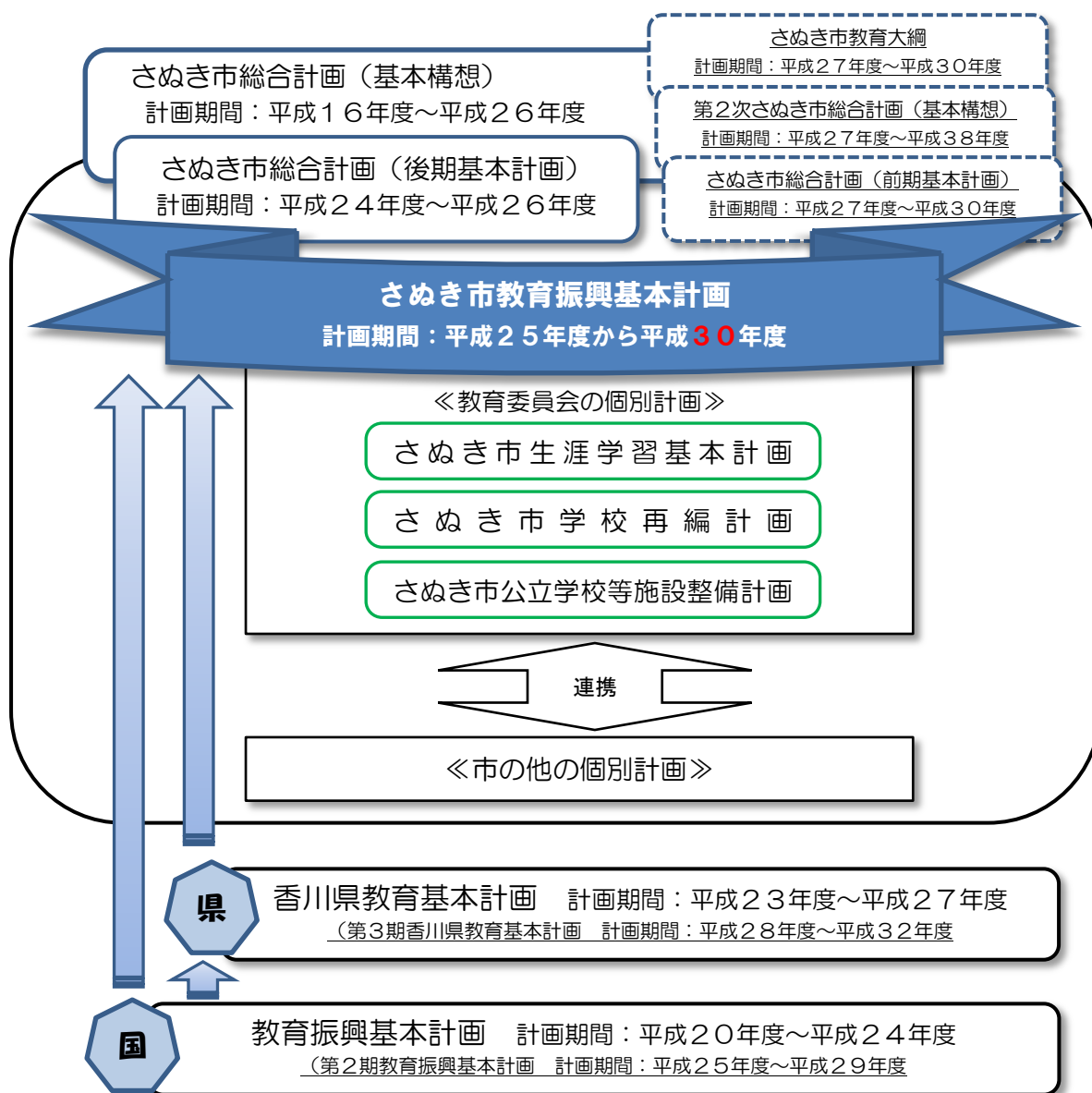
第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 計画の位置付け

この計画は、教育基本法第17条の規定に基づいて策定する、さぬき市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画であり、長期的な展望に立って、さぬき市の教育の向かうべき方向と目指すべき目標を掲げ、それらを実現するための総合的な教育施策を示そうとするものです。

また、国の教育振興基本計画や香川県の同様計画を考慮するとともに、さぬき市総合計画を基盤として、市の教育に関する計画との整合性を図りつつ、策定します。さらに、平成28年1月策定のさぬき市教育大綱に掲げられた理念や基本的な考えも取り入れるものとします。【追記】



3 計画の期間

この計画は、平成25年度（2013年度）を初年度とし、平成29年度（2017年度）までの5年間とします。第2次さぬき市総合計画やさぬき市教育大綱との整合性を図るため、計画期間を1年延長します。【追記】

なお、この計画は固定されたものではなく、具体的に施策を実施していく過程においてもその評価検証を行い、社会情勢の変化などに応じて、見直しの必要性が生じたときは、計画の見直しを随時行います。

年度	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
期間	さぬき市教育振興基本計画										
							次期計画				

○	第1章 計画の策定に当たって
○	第2章 基本計画
○	第3章 さぬき市の教育施策の実現に向けて

第2章 基本計画

第1節 さぬき市の教育の基本的な考え方

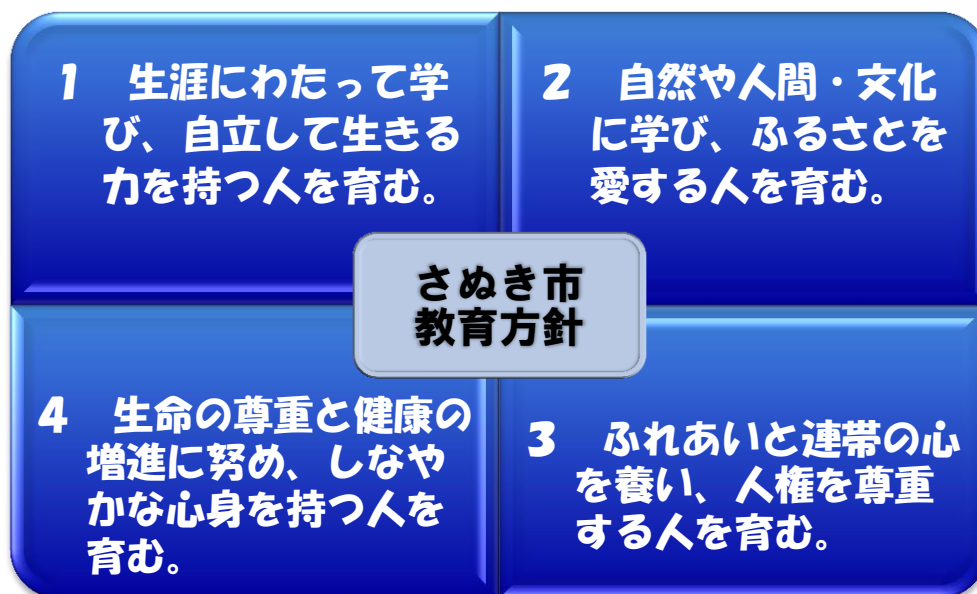
さぬき市総合計画基本構想

平成16年度に策定された「さぬき市総合計画基本構想」では、まちづくりの基本目標のひとつである【人づくり】の実現に向け、教育に関する施策の大綱として、次のように掲げています。

**主体性・創造性・生きがいを
はぐくむ教育・文化のまちづくり**

4つの教育方針

美しい自然や地域の歴史と伝統を生かし、未来を拓く力を備えた人づくりと、香り高い文化あふれるまちづくりを目指し、次の4つの教育方針を定めます。



第2節 施策の展開

教育方針を支える主要施策たち

あらゆる施策を講じて、これら4つの教育方針の実現を目指します。数ある施策のうち、特に教育方針を支える主要なもの、その具体的な推進策は、次のとおりです。

教育方針1 生涯にわたって学び、自立して生きる力を持つ人を育む。

(1) 特色ある学校(園)教育活動の創造と開かれた学校経営の推進

(2) 「確かな学力」を培う学校教育の充実

(3) 人間形成の基礎を培う幼児教育の充実

(4) 特別支援教育の推進

(5) 教職員の資質向上

(6) 経済的援助による就学・進学支援の推進

(7) 学校規模と配置の適正化及び施設整備の推進

(8) 学校・家庭・地域社会と連携した教育活動の充実

(9) ライフステージに応じた多様な生涯学習の推進

(10) 読書を通じた学びへの支援

主要施策 (1) 特色ある学校(園)教育活動の創造と開かれた学校経営の推進

各学校(園)が目指す「特色ある教育活動」の把握と支援

「うちの学校(園)の自慢」を作ります。

- 各学校(園)が考える「うちの学校(園)自慢」をまとめます。
 幼児・児童・生徒が…
 先生たちが…

「このことだけは徹底しよう!」「他の学校(園)には負けない『さぬき市No.1』を目指します」という目標を決め、その実現を目指して取り組みます。

- 教育委員会は、各学校(園)がより特色が発揮できるよう、支援します。

さぬき市全体で目指す「特色ある教育活動」の推進

「読書のまち さぬき」の創造に向けて取り組みます。

読書は、生涯にわたって学び、人生を豊かにする基本です。

さぬき市の全ての幼児・児童・生徒に、読書する習慣を身に付け、読む楽しさを知ってほしいと思います。

- 全ての小・中学校で、毎日10分以上又は週50分以上の読書の時間を取ります。
- 全ての小・中学校の学校図書館図書充足率を100%にします。
- 全ての幼稚園で、毎日5分以上絵本や物語などに親しむ時間を取ります。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
具体的な推進策	アンケートの実施による各校が考える特色の整理と焦点化	「うちの学校(園)自慢」冊子の編集	「うちの学校自慢」冊子等の作成と配布			
		支援方針の検討・支援の開始	「我が園・学校の重点」の作成・取りまとめ 「夢づくり人づくり新聞」(香川県教育会発行)の活用			
			特色に応じた支援の実施			
	日課表への読書の時間の組み込みの検討	全ての幼稚園、小・中学校で1週間の内に3日以上読書の時間を設定		全ての小・中学校で読書の時間を毎日10分以上又は週50分以上実施 全ての幼稚園で毎日5分以上絵本や物語などに親しむ。		
指標等					全ての小・中の図書充足率 100%	

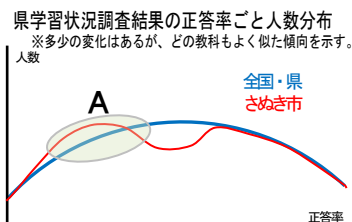
主要施策 (2)「確かな学力」を培う学校教育の充実

全国学力・学習状況調査、香川県学習状況調査の成績UP

平成24年度の全国学力・学習状況調査や県学習状況調査の結果をグラフに示すと、右のようになります。

県や全国平均と比べると、Aの部分が気になります。

- 各学校で、テスト結果の分析に力を入れます。
- 全ての教科の元になる言葉の力（言語活動）を身に付けられるよう、指導を工夫します。
- 知識として知っておくべき内容は、覚えるまで繰り返し指導します。
- 学んだことを生活につないだり、基本となる考え方を教えることで、活用する力を育てます。



家庭学習の充実への支援

全国学力・学習状況調査と同時に行った質問紙調査から、特に小学生は、家庭学習の時間が少ないことが分かりました。

- 全ての小・中学校で、家庭学習の仕方について冊子を工夫し、配布します。
- すばらしい実践を表彰して、自主学習ノートの定着を図ります。
- インターネットを利用した自主学習教材（eライブラリー）を、全ての小・中学生が、学校のパソコン室や自宅から利用できるように整備します。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
具体的な推進策	学校訪問・要請訪問による指導状況の把握と効果的な指導の在り方の指導						
	全国学力・学習状況調査、県学習状況調査の分析と改善対策の検討→市教委への報告						
	授業における「年度重点指導項目」の絞り込みと周知（例：26年度は板書 等）						
	各学校での自主学習ノートの実践開始	自主学習ノートコンテストの実施 優れた実践の表彰と紹介			自主学習ノートコンテストの実施（校内）		
	全ての小学校にeライブラリー導入	eライブラリーの活用についての研修 実践例の紹介（「eLA つうしん」の配布）					
指標等	小学校eライブラリー導入率100%		グワのAに属する児童・生徒の学力の分析と、学力向上に向けた具体的対策の明確化		グワのAに属する児童・生徒を全国や県正答率と同程度にする		

主要施策 (3) 人間形成の基礎を培う幼児教育の充実

幼稚園、家庭、地域が協同する21世紀型子育て支援システムの創造

「21世紀型子育て支援システム」とは、全ての子どもが活動に没頭したり、自分が深く愛されているという実感を持つことができる支援環境のことです。

子育てが難しいと感じているお母さん、お父さんを支援する、時代に合った支援を整えることで、全ての子どもの心や頭や体の柔軟な育ちを保障します。

- 幼稚園だけではなく、保護者や地域を巻き込みながら、地域社会とともに機能する新しい保育や子育ての仕組みを作ります。
- 預かり保育における課題を毎年見つめ直し、保護者のニーズや子どものよりよい育ちに応じたシステムにします。
- 幼稚園での教育の様子や子育て情報等を、ホームページ等で広く公開していきます。平成29年度からは、園だより等の充実によるものとします。【追記】

幼保一体化についての検討と研究

- 就学前教育・保育の質の向上に向けて、幼稚園と保育所（園）で合同研修を行い、子どもの育ちを保障するという観点から話し合うことで、お互いの理解を深めます。また、幼児教育アドバイザーの巡回訪問指導も活用します。【追記】
- 幼稚園教諭と保育士の人事交流等を通して、校種による生活の違いや運営の実態を把握し、幼児教育が及ぼす幼保一体化の効果について研究していきます。
- 市内のモデル的な教育・保育施設として、津田町地区において、認定こども園の開園をめざし、市内公立幼稚園・保育所の今後の在り方を含めた「さぬき市型認定こども園」の運営等について、検討と研究を行います。【追記】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
具体的な推進策	子どもの育ちを支える幼稚園教育の充実を図る（幼稚園・家庭・地域の協同）					
		ホームページ又はブログの開設準備	全ての幼稚園でホームページ又はブログを作成 ホームページ又はブログによる情報発信		全ての幼稚園で園だより等による情報発信の充実	
	預かり保育の見直しと充実					
	幼保一体化についての検討と研究・研修会の開催 人事交流の推進		教育・保育計画の見直しと 意図的・計画的な実施		認定こども園の運営等について の検討と研究・研修会の開催 人事交流の推進	
					幼児教育の推進体制構築事業における幼児 教育アドバイザーによる巡回訪問指導	
指標等			全ての園でホームページ又はブログを開設			

主要施策 (4) 特別支援教育の推進

学校生活支援者・特別支援教育支援員等の配置

特別支援学級に在籍する支援が必要な児童・生徒に対し、個々の障害の実態に応じた必要な対応を行うため、学校生活支援者を適切に配置します。

また、通常の学級に在籍する支援が必要な幼児・児童・生徒に対し、個々の実態に応じた必要な対応を行うため、特別支援教育支援員等を適切に配置します。

特別支援教育に関する研修会の開催

特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対しての効果的な指導方法や、発達障害等についての理解を深めるため、研修を行います。

早期からの教育相談・支援体制構築事業の推進

幼稚園・保育所（園）から小学校、小学校から中学校への接続期において、支援が必要な幼児・児童・生徒やその保護者が、安心して進級や将来の進路を考えられるように、支援を「つなぐ」体制づくりに努めます。

- 全ての幼稚園・保育所（園）に早期支援コーディネーターを配置し、教育相談を実施します。また、小学校にも1年生を対象として配置します。【追記】
- 早期支援コーディネーターを核とした、幼児・児童・生徒への理解を深めるための研修を実施します。
- 就学前から小学校への支援を「つなぐ」体制づくりを継続させるべく、就学支援シートをツールとして活用します。【追記】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
具体的な推進策	学校生活支援者・特別支援教育支援員等の適切な配置						
	早期からの教育相談・支援体制構築事業香川県推進地域 ↓ 早期支援コーディネーター配置		市単独で早期支援コーディネーター配置				
			早期支援コーディネーターによる研修				
	特別支援教育に関する研修会の実施		特別支援教育に関する研修会の実施				
	幼・保から小への接続期情報交換会の実施、保から幼への入園前情報交換会の実施						
			就学支援シートの作成（試験的）	就学支援シートの作成（一部）	就学支援シートの作成（市内全て）		
			小から中への接続期情報交換会の実施				
指標等		早期からの…事業の評価アンケート満足度 80%	研修会3回実施				

主要施策 (5) 教職員の資質向上

教職員の異校種間交流の見直しと推進

異校種間のスムーズな接続により、幼児・児童・生徒に一貫した指導を行います。

- 平成14年度から実施している「異校種間交流事業」は、対象者や研修方法等を見直し、継続します。
- 中学校区を単位に、管理職や教育相談担当者・特別支援教育コーディネーター等による合同研修会を定期的に行い、きめ細かな情報交換、指導技術の向上に努めます。
- 学校（園）行事等の中で、相互公開できるものはできる限り公開し、研修の機会とします。

ライフステージに応じた研修の推進

今後、教員の大幅な世代交代が予想されます。増加する若年教員が、自信を持って教育活動に取り組めるように、また、各校においてリーダーシップを執る中核教員の資質向上を目指して、指導主事等による指導・研修を強化します。

- 中堅教員研修会を開催し、各校のリーダーとなる教員の資質向上に努めます。
- 新採・若年教員研修会を開催し、授業における基本的な指導技術や、学級経営、生徒指導上の様々な問題への対応の在り方等への資質向上に努めます。
- 学校（幼稚園）訪問等の機会を得た優れた実践の具体を、適宜紹介します。
- 市内教職員の自主的な研究活動を支援します。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
具体的な推進策		異校種間交流事業の実施 改善点の洗い出し	改善した異校種間交流事業の実施			
		全ての中学校区での管理職・各担当者合同研修会の実施				
		中堅教員研修会・若年（新採）教員研修会の開催				
		学校訪問等で得た優れた実践例の「委員会通信」による紹介・普及				
				自主研究グループのうち、申請が通ったグループに対する研修場所の提供と研究支援		
指標等		新しい異校種間 交流事業の要項 策定			自主研修グループ を3以上創設	

主要施策 (6) 経済的援助による就学・進学支援の推進

就学に対する学用品等の援助の実施

近年の雇用不安などの社会情勢により、義務教育期間における経済的援助を必要とする児童・生徒の割合は、合併後4.3%から7.9%と1.8倍に増加しています。さぬき市の児童・生徒の教育の機会均等を図るため、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品費、新入学児童等学用品費、校外活動・修学旅行費、学校給食費、医療費など学校生活に必要な費用の援助を行います。

進学に対する経済的支援の実施

高等学校や大学等への進学の意欲があるにもかかわらず、経済的な理由により修学を断念する若者が増えることは、将来を担う人材育成の観点から、さぬき市にとって大きなマイナスです。そこで、経済的な理由により高等学校や大学等への修学が困難な人に対して、奨学金の貸付けによる支援を行います。

- 国や県の支援拡大の一方で、本市での申請件数は減少傾向です。例えば申請手続の早期化や、奨学生の卒業後の生活状況に配慮した返還方法の検討など利用しやすい仕組み作りを図ります。
- 公立高校の授業料無償化など、家庭の教育費負担を取り巻く環境に変化が生じています。時代に応じた制度の在り方について検討します。
- 返還金が次世代への奨学金の原資となることから、返還金の回収を促進するとともに、悪質滞納者に対しては厳しい態度で臨みます。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
具体的な推進策	就学援助制度の実施					
	奨学金の貸付け				貸付期間拡大 返還期間延長 連帯保証人化・保証人要件緩和	
	奨学金申請手続の検討 返還方法の見直し 連帯保証人化の検討	奨学金申請手続の検討・返還方法の見直し ・連帯保証人化の検討				
		高校生に対する支援の在り方の検討		高校生に対する支援の在り方の検討		
指標等	貸付金総額 3,200万円 奨学金償還金 (現年分)回収率 100%	貸付金総額 3,200万円 奨学金償還金 (現年分)回収率 100%	貸付金総額 3,200万円 奨学金償還金 (現年分)回収率 100%	貸付金総額 3,200万円 奨学金償還金 (現年分)回収率 100%	貸付金総額 2,700万円 奨学金償還金 (現年分)回収率 100%	貸付金総額 2,700万円 奨学金償還金 (現年分)回収率 100%

主要施策 (7) 学校規模と配置の適正化及び施設整備の推進

より良い学習環境の整備・充実を図るための学校再編計画の推進

より良い学習環境の整備・充実を目指し、平成20年6月に策定した「さぬき市学校再編計画」に基づき、公立学校の再編を進めていきます。

- 前期計画期間が終了したことや、より少子化に伴う幼児・児童・生徒の減少が進んでいることから、さぬき市学校再編計画後期計画期間（平成25年から平成29年）の計画内容を見直します。
- 見直した「さぬき市学校再編計画」後期計画期間の計画内容を保護者や地域の理解を得ながら、学校規模と配置の適正化を図ります。

安心・安全な学校施設の整備と充実

国が平成27年度までに公立学校施設の耐震化の完了を目標に示したことから、積極的にできるだけ早期に耐震化を完了し、安心・安全な学校施設の整備を目指します。

- 「さぬき市学校再編計画」に基づく学校の統廃合と歩調を合わせ、より一層積極的に公立学校施設の整備と耐震化を進めます。
- 見直した学校再編計画に合わせ、学校施設整備を実施します。
- 非構造部材の耐震対策について、計画的で効率的な点検及び対策を講じます。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
具体的な推進策	学校再編計画後期計画期間の計画内容の推進					
	中央・小田・鴨部小 統合準備委員会					
	富田・松尾小（現大川中）改修工事 富田・松尾小統合準備委員会			長尾・前山小統合に伴う保護者協議会		
	富田・松尾統合幼 新築工事	富田・松尾統合幼 新築工事		神前・石田小（旧天王中）改修工事 神前・石田小統合準備委員会		
		志度中（志度東中統合）改修工事			津田・鶴羽幼保新築工事	
	非構造部材の耐震対策					
	指標等	施設整備に要した費用額	施設整備に要した費用額	施設整備に要した費用額	施設整備に要した費用額	施設整備に要した費用額
				躯体の耐震化率 100%	躯体の耐震化率 100%	躯体の耐震化率 100%
				非構造部材の耐震化率 100%	非構造部材の耐震化率 100%	非構造部材の耐震化率 100%

主要施策 (8) 学校・家庭・地域社会と連携した教育活動の充実

家庭教育への支援

子どもたちが望ましい生活習慣や学習習慣を身に付けることができるよう、その実態把握に努め、学校や幼稚園、保育所などあらゆる機会を通じて家庭への啓発を行い、家庭の教育力の向上を目指します。また、関係機関等と連携して、家庭教育に役立つ学習機会や施設などに関する情報を集約するとともに、その情報が、必要としている家庭にきちんと行き渡るよう工夫した情報発信に努めます。

- 子育て家庭の実態調査を行い、そこから見えてきた課題に対し、新しい施策を検討し、実施に努めます。
- コーディネーターが中心となって、全ての幼稚園・小学校の保護者が家庭教育に関する知識などを習得することができるよう、就学・就園前家庭教育講座を開催します。
- 保護者が家庭教育について気軽に語り合ったり、見直したりする子育て家庭同士が交流する機会を設けるとともに、「親育ちプログラム」を実施します。
- 親子が共に楽しみ、きずなを深められるよう、自然と触れ合う野外活動や工作・実験といった体験活動をはじめ親子が触れ合う多様な機会を提供します。

学校・家庭・地域による教育支援の推進

学校と家庭が連携した教育活動を展開するとともに、地域住民の参画を得て、子どもたちと共に学習や文化活動などに取り組み、家庭や地域による子どもの教育支援の充実を図ります。

- 安全で安心な子どもたちの活動拠点（居場所）づくりを推進し、全ての小学校での放課後子ども教室の実施を目指します。
- 学校支援ボランティアの組織化、ネットワーク化を進めるとともに、ボランティア・コーディネーターを育成します。
- 体験活動や世代間交流などを推進するとともに、父親の家庭教育や地域活動への参加を促すため、PTA活動や子ども会活動を支援します。

教育方針 1 生涯にわたって学び、自立して生きる力を持つ人を育む。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
具体的な推進策	就学・就園前家庭教育講座の開催					
	家庭教育実態把握	実態把握のまとめ見直し	新しい施策の実施			
	学校支援ボランティア活動の実施、実施校区の拡大					
	親育ちプログラムなど、各種講座・教室開催、啓発情報提供					
	放課後子ども教室の実施、実施校区の拡大					
指標等	学校支援ボランティア利用学校数 放課後子ども教室実施校区数 就学・就園前家庭教育講座実施校・園数	学校支援ボランティア利用学校数 放課後子ども教室実施校区数 就学・就園前家庭教育講座実施校・園数	学校支援ボランティア利用学校数 放課後子ども教室実施校区数 就学・就園前家庭教育講座実施校・園数	学校支援ボランティア利用学校数 放課後子ども教室実施校区数 就学・就園前家庭教育講座実施校・園数	学校支援ボランティア利用学校数 放課後子ども教室実施校区数 就学・就園前家庭教育講座実施校・園率 100%	学校支援ボランティア利用学校数 放課後子ども教室実施校区数 就学・就園前家庭教育講座実施校・園率 100%

主要施策 (9) ライフステージに応じた多様な生涯学習の推進

生涯学習活動の支援

公民館その他の類似施設を、生涯学習を実践する中心的な教育機関として位置付け、広く市民の利用に提供するとともに、市民自ら講座を企画するなど各年代に応じた自主的な学習活動を支援します。

- 現行の生涯学習基本計画の点検と評価を行い、新しい生涯学習基本計画を策定します。

公民館等設備の整備

社会教育施設は、生涯学習の場として、また地域コミュニティの拠点としての役割も持ち、さらには防災拠点施設としての役目も担っているものもあることから、施設の耐震性や安全性の確保に努めます。また、設備状況を適切に把握し、緊急性及び公民館機能を維持するために優先される改修・修繕を行います。

公民館等における受益者負担の適正化の検討

公民館等施設は、教育機関ではありますが、“市民が自らのために学びを得る”という受益の場でもあります。社会的公平性の観点から、他の市有施設の動向を考慮しながら、受益者負担の在り方について検討を行います。また、併せて公民館等施設の貸出基準や必要性等についての検討も行います。

社会教育団体の育成と支援

市民自らが行う自主的な学習活動の推進や地域コミュニティの維持、さらには団塊の世代の地域活動への参加を促進するためにも、社会教育活動を行う団体の活性化が必要です。社会教育関係機関と連携を図り、様々な情報を市民に提供しながら、婦人会活動をはじめとした社会教育活動を行う市民を育成し、その団体としての活動を支援します。

教育方針1 生涯にわたって学び、自立して生きる力を持つ人を育む。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
具体的な推進策	生涯学習基本計画の見直し	新しい生涯学習基本計画の推進		新しい生涯学習基本計画の推進		
		生涯学習基本計画の見直し				
	公民館等類似施設の使用料・必要性・利用基準等見直し、分析、検討					
	公民館等施設整備					
	公民館等施設を利用したライフステージに応じた取組の検討	検討結果に基づく取組の実施				
		公民館等施設を利用したライフステージに応じた取組の検討				
	社会教育団体の育成・支援					
指標等	市民による自主企画講座数 公民館等施設整備に要した費用額	市民による自主企画講座数 公民館等施設整備に要した費用額	市民による自主企画講座数 公民館等施設整備に要した費用額	市民による自主企画講座数 公民館等施設整備に要した費用額	市民による自主企画講座数 公民館等施設整備に要した費用額	市民による自主企画講座数 公民館等施設整備に要した費用額

主要施策 (10) 読書を通じた学びへの支援

図書館活動の充実

市民の多様化するニーズに応え、求められた資料や情報を迅速に提供するために、一層の図書等の充実とサービスの充実に努めます。

- 2つある図書館での役割分担した収集や、官民を問わない助成制度の活用に努めます。
- 図書館を利用しづらい人のために、地域にサービスポイントを設けます。
- 「医療・健康コーナー」のように、より分かりやすい図書等の配置や情報提供を行います。
- 資料や情報と、それを求める市民を的確に結び付けることのできる、知識や技術、経験を持った図書館員を育成します。

子どもの読書活動の推進

子どもが読書によって豊かな心を育み、読解力を身に付けることは、自ら学び、生きる力を持つ助けとなります。読書への関心を持てるよう、幅広い資料を豊富に用意し、読書の魅力発信に努めます。

また、子どもの読書活動を推進するには、読み聞かせ等を行うボランティアの存在は重要です。引き続き読書ボランティアの養成に努めます。

- 図書館員が学校などへ出向き、読み聞かせやブックトークなどを行います。
- 司書教諭や支援員など学校図書館に携わる人を対象に、図書館業務に関する相談を受け付け、また必要な技術についての研修会を開催します。
- 既に活動しているボランティアのスキルアップと新たな人材発掘のため、定期的にボランティア養成講座を実施します。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
具体的な推進策	計画的な図書等の収集 図書館サービスをより利用しやすい取組の実施 図書館員の育成					
	推進計画に基づく子どもの読書活動の効果的な実施		推進計画の見直し 新しい計画の作成		新推進計画に基づく子どもの読書活動の効果的な実施	
指標等	新規購入図書冊数 学校図書館等への 協力・支援活動回数	新規購入図書冊数 学校図書館等への 協力・支援活動回数	新規購入図書冊数 学校図書館等への 協力・支援活動回数	新規購入図書冊数 学校図書館等への 協力・支援活動回数	新規購入図書冊数 学校図書館等への 協力・支援活動回数	新規購入図書冊数 学校図書館等への 協力・支援活動回数

教育方針2 自然や人間・文化に学び、ふるさとを愛する人を育む。

(1) 郷土に学び、郷土を愛する環境づくりの推進

(2) 文化財に対する積極的な保護・活用の推進

(3) 芸術文化活動の振興と自主的な活動の推進

主要施策 (1) 郷土に学び、郷土を愛する環境づくりの推進

ふるさと教育推進校の指定

小・中学校から毎年2校の「ふるさと教育推進校」を指定し、ふるさとを教材とした教育の推進や、郷土を愛する環境の整備についての研究を進めていきます。

社会科副読本の配布と活用

市内の全ての小学校3年生に、市で作成した副読本「わたしたちのさぬき市」を配布します。

変化する地域社会の情勢を正確に学んでもらうため、副読本は3年に一度改訂を行い、常に最新のデータや資料を活用した学習ができるようにします。

副読本の改訂は、次期学習指導要領の改訂時期を考慮して、平成27年度以降は、平成30年度に改訂するものとします。【追記】

郷土資料の分かりやすい情報提供

市内にある郷土資料を分かりやすく伝えるために、雨滝自然科学館・歴史民俗資料館等市内にある資料館を更に有効活用できるように努めます。

また、小学校の社会科副読本との関連を図ります。

郷土資料の保存と活用

古墳をはじめ市内に残されている郷土の資料を大切にするため、文化財保護協会による古墳の草刈・清掃活動等、郷土資料の保存と整備を今後も続けていきます。

また、ふるさと学習会の見学地として整備された資料を訪問したり、一般公開したりするなど有効活用にあ努めます。

教育方針2 自然や人間・文化に学び、ふるさとを愛する人を育む。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
具体的な推進策	「ふるさと教育推進校」の指定						
				ふるさと教育推進事業として、地域教材活用に係る費用を支援			
	「わたしたちのさぬき市」改訂版の配布		「わたしたちのさぬき市」改訂版の配布				
	改訂委員会の発足、内容検討	改訂版の作成	改訂版の印刷	改訂委員会の発足、内容検討	改訂版の作成	改訂版の印刷	改訂委員会の発足、内容検討
					改訂版の作成	改訂版の印刷	
	雨滝自然科学館・歴史民俗資料館での分かりやすい展示						
	古墳など郷土に残る資料の保存整備						
	ふるさと学習会での郷土資料の公開						
指標等	推進校からの成果報告書 資料館利用回数 保存整備件数 学習会件数	推進校からの成果報告書	推進校からの成果報告書 改訂版の印刷完成・配布	推進校からの成果報告書	推進校からの成果報告書 全ての小学校が雨滝自然科学館を利用	推進校からの成果報告書 全ての小学校が雨滝自然科学館を利用	

主要施策 (2) 文化財に対する積極的な保護・活用の推進

文化財資料の把握と調査

市内にある文化財資料を積極的に活用していくためには、まずはどのような状態で、何点あるのかの現状を確認し、基礎台帳として整理していく必要があります。このため、文化財資料を「考古資料」「民俗資料」「古文書資料」等に分類し、継続的な調査を行います。

文化財資料の有効活用の推進

市民が今まで以上に文化財への興味や関心を持つようになるよう、文化財調査によって得られた成果を現地説明会や講演会等を通じて市民に分かりやすく伝え、文化財ファンの育成に努めます。また、学校の統廃合による未利用施設の有効活用の選択肢のひとつとして、文化財資料を学校教育や生涯学習の教材として活用するための展示施設の整備に向けた取組を行います。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
具体的な推進策	文化財資料の現状調査（考古資料）	文化財資料の現状調査（考古資料）				
	文化財資料の現状調査（民俗資料）	文化財資料の現状調査（民俗資料）	文化財資料の現状調査（民俗資料）			
				文化財資料の現状調査（古文書資料）	文化財資料の現状調査（古文書資料）	
	定期的な現地説明会・講演会等の開催	定期的な現地説明会・講演会等の開催				
	展示活用施設の検討	展示活用施設の整備	展示活用施設の検討			施設の活用
指標等	説明会・講演会等の開催回数	説明会・講演会等の開催回数	説明会・講演会等の開催回数	説明会・講演会等の開催回数	説明会・講演会等の開催回数	説明会・講演会等の開催回数

主要施策 (3) 芸術文化活動の振興と自主的な活動の推進

若い芸術家への支援

若年層からさぬき市を盛り上げるため、その活動の場を提供するなど若い芸術家への支援を行います。

- 県や関係団体と連携を図りながら、市内で活動する有望な芸術家の把握に努めます。
- 若い芸術家に作品発表の場を提供するため、「21世紀館さんがわ」で個展又はグループ展を開催します。
- 閉校になった学校をアトリエとして貸し出し、貸出期間中に制作した作品を発表してもらいます。

文化団体への支援

文化協会をはじめとした文化団体への活動助成を継続して行い、各団体が自主的に活動できるよう推進します。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
具体的な推進策	有望な芸術家の把握	把握した芸術家の個展やグループ展の開催				
			有望な芸術家の把握		有望な芸術家の把握	
	文化協会等の文化団体へ自主的な活動の推進					
指標等	さぬき市に関する芸術家の人数	展覧会の件数 観覧者数	展覧会の件数 観覧者数	展覧会の件数 観覧者数	展覧会の件数 観覧者数	展覧会の件数 観覧者数

教育方針3 ふれあいと連帯の心を養い、人権を尊重する人を育む。

(1) 人権学習実施団体間の連携強化と市民への学習機会・学習情報の提供

(2) 社会教育団体への学習支援と人権教育・啓発の実践力を身に付けた指導者の育成

(3) 人権教育を体系的に実施するためのカリキュラムや教材の整備

(4) 人権推進体制の整備と校種間の連携を深める支援

主要施策 (1) 人権学習実施団体間の連携強化と市民への学習機会・学習情報の提供

さぬき市人権・同和教育研究グループへの支援

同和問題をはじめとする様々な人権問題についての認識を深めることを目的に、保育士・幼稚園教諭・学校教職員・行政職員が参加して行っている「さぬき市人権・同和教育研究グループ」への支援を継続します。

人権啓発作品の募集

市内全ての幼児・児童・生徒を対象に、日頃の生活の中で体験した人権問題等を題材とした作文を募集し、「さぬき市内の子どもたちの人権作品集」にまとめて広く市民に配布します。

12月の人権週間や、1月の辛立文化センター冬のつどい等で、幼児・児童・生徒から募集した標語・ポスター・習字・硬筆等を展示し、人権意識を高める機会を提供します。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
具体的な推進策	人権・同和教育研究グループへの支援					
	人権啓発作品の募集 文集の発行 作品展示・広報					
指標等	研究グループへの参加者数	研究グループへの参加者数	研究グループへの参加者数	研究グループへの参加者数	研究グループへの参加者数	研究グループへの参加者数

主要施策 (2) 社会教育団体への学習支援と人権教育・啓発の実践力を身に付けた指導者の育成

人権出前講座の実施

企業の社会教育活動の中で、人権学習についての取組を推奨するとともに、啓発を進めるため、依頼のあった企業に職員が出向き、様々な人権問題についての情報提供を行う「人権出前講座」を継続します。

人権まなび講座の実施

人権・同和問題解決のための実践力を身に付け、人権教育を推進するリーダーの養成を目的として、さぬき市人権・同和教育研究協議会の社会教育部会員を対象に、年6回行っている「人権まなび講座」を継続します。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
具体的な推進策	人権出前講座の継続的な実施					
	人権まなび講座の継続的な実施（年6回開催）					
指標等	人権出前講座 年間 2 回	人権出前講座 年間 2 回	人権出前講座 年間 3 回	人権出前講座 年間 3 回	人権出前講座 年間 3 回	人権出前講座 年間 3 回

教育方針3 ふれあいと連帯の心を養い、人権を尊重する人を育む。

主要施策 (3) 人権教育を体系的に実施するためのカリキュラムや教材の整備

各学校（園）が行う人権学習の支援

各学校（園）において、教職員や保護者の人権に関する理解を深め、人権感覚を育成するとともに、幼児・児童・生徒の自立を援助し、実践力を向上させるために行っている活動（人権講演会・人権劇公演・映画会・コンサート等）に対し、支援を行います。

啓発用教材の整備と活用

人権問題啓発のため、最新の資料や教材（啓発用ビデオ・図書等）を毎年購入し、必要な団体等に貸出しを行います。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
具体的な推進策	各学校（園）が行う人権学習の支援					
	啓発用教材の整備と活用					
指標等	人権講演会等の実施件数	人権講演会等の実施件数	人権講演会等の実施件数	人権講演会等の実施件数	人権講演会等の実施件数	人権講演会等の実施件数

主要施策 (4) 人権推進体制の整備と校種間の連携を深める支援

人権・同和教育担当（新任・転任）者研修会・現地学習会の開催

人権・同和教育を、一貫した系統性の下、総合的に進めていくために、校種を超えて研修する機会を提供します。

- 人権・同和教育担当者研修会を年間5回開催します。このうち、2回は中学校区単位での話し合いを持ち、中学校入学時における人権学習の進め方や内容に差が出ないように配慮します。
- 新任・転任学校職員現地学習会を、該当者を年間3回に分けて開催します。

さぬき市人権・同和教育研究協議会の充実

さぬき市人権・同和教育推進協議会の目的に賛同する教育機関・社会教育関係団体・事業所及び行政機関の代表者並びに個人を会員として、さぬき市人権・同和教育研究協議会が組織されています。

研究協議会主催により、毎年「さぬき市人権・同和教育研究大会」を開催します。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
具体的な推進策	人権・同和教育担当者会の開催					
	新任・転任学校職員現地学習会の開催					
	人権・同和教育研究大会の開催					
指標等	人権・同和教育担当者会開催数 5回 現地学習会開催数	人権・同和教育担当者会開催数 5回 現地学習会開催数	人権・同和教育担当者会開催数 5回 現地学習会開催数	人権・同和教育担当者会開催数 5回 現地学習会開催数	人権・同和教育担当者会開催数 5回 現地学習会開催数	人権・同和教育担当者会開催数 5回 現地学習会開催数
	人権・同和教育研究大会開催数 1回	人権・同和教育研究大会開催数 1回	人権・同和教育研究大会開催数 1回	人権・同和教育研究大会開催数 1回	人権・同和教育研究大会開催数 1回	人権・同和教育研究大会開催数 1回

教育方針4 生命の尊重と健康の増進に努め、しなやかな心身を持つ人を育む。

(1) 安心・安全な学校づくりの推進

(2) 幼児・児童・生徒や保護者を支援する教育相談等の充実

(3) 豊かな心を育む道徳教育の充実

(4) 体力づくりの推進

(5) 学校保健の充実

(6) 食育の推進

(7) 青少年の健全育成と学校外活動の充実

(8) 地域スポーツ団体の育成と生涯スポーツの定着化

(9) 特色ある地域スポーツ事業の充実

主要施策 (1) 安心・安全な学校づくりの推進

学校危機管理体制の点検と推進

現在、市内全ての学校（園）で「危機管理マニュアル」が整備され、マニュアルを活用した避難訓練等を計画的に行っています。平成24年度には、市の防災担当部局と連携し、全ての幼稚園、希望する小学校に「児童引き渡しカード」を配布（中学校は独自に作成予定）しました。

今後も、緊急地震速報を利用したり、関係機関との連携を図ったりするなど、避難訓練の持ち方を工夫するとともに、危機管理マニュアルをその都度見直していきます。

学校安全コミュニティ事業の実施

各学校（園）からの緊急連絡等に活用できるよう、「学校安全コミュニティシステム」を導入しています。自宅のパソコンのみならず、携帯電話による受信体制を構築することで、より多くの保護者や地域の方々に、素早い情報伝達ができるように、システムの内容を検討しつつ継続していきます。

防災教育の推進

危機に直面した時、自らの確な判断の下、素早く安全に行動できる子どもを育てます。校内外の危険箇所のマップづくりを含めた、さぬき市独自の「防災教育プログラム」を作成し、配布します。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
具体的な推進策						
指標等		安全安心コミュニティへの保護者参加を、登録可能な人 100% 緊急地震速報を利用した訓練・学習 100% 警察署・消防署・防災士等、外部機関と連携した訓練の実施、マニュアルの見直し 100%				

主要施策 (2) 幼児・児童・生徒や保護者を支援する教育相談等の充実

いじめを許さない、いじめにいち早く気付く体制の構築

全ての学校（園）が、幼児・児童・生徒一人ひとりにとって「行きたくなる学校（園）」となるよう、アンケート等を工夫し、困っている子どもの声を正確・迅速に把握するよう努めます。また、学校（園）全体で支持的な学級集団づくりに取り組みます。

心の教室相談員・スクールソーシャルワーカー等の配置

心身に問題を抱える児童生徒や教職員、保護者に対して、専門的な立場からの支援を行うため、全ての小・中学校にスクールカウンセラーや心の教室相談員、スクールソーシャルワーカーを配置します。

校種間・異校種間の連携体制の構築

同じスクールカウンセラーや心の教室相談員、スクールソーシャルワーカーを、区域内の小・中学校に配置することで、進学に伴い、相談相手が変わって相談しにくくならないようにします。

また、スクールカウンセラーや心の教室相談員、スクールソーシャルワーカー同士が連携できるよう、研修会を開催します。

さらに、中学校区ごとに各学校（園）の教育相談担当教員が情報交換し合える連絡会を定期的に（年3回以上）開催することで、教員同士の共通理解・共通実践が行えるようにします。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
具体的な推進策	スクールカウンセラー配置の継続 ※県の配置事業による配置+市の負担による配置（2校）				<ul style="list-style-type: none"> ・中学校区ごとに同一の人物を配置 ・合同研修会の実施 	
	心の教室相談員配置の継続					
	スクールソーシャルワーカー配置の継続					
	中学校区ごとの教育相談担当教員情報交換会の実施			年3回以上実施		
指標等	心の教室相談員 9名配置 SSW 2名配置	心の教室相談員 9名配置 SSW 2名配置	心の教室相談員 9名配置 SSW 2名配置	心の教室相談員 9名配置 SSW 2名配置	心の教室相談員 各校配置 SSW 3名配置	心の教室相談員 各校配置 SSW 3名配置

主要施策 (3) 豊かな心を育む道德教育の充実

道德の日・道德の時間の充実をめざした好事例の紹介

各学校（園）で行っている「道德の日」を核にした取組の好事例をまとめ、市広報やホームページ、SCN放送などを活用して、紹介していきます。合わせて、道德教育の核となる「道德の時間」の指導の好事例も紹介します。

さぬき市独自の道德教材の開発

ふるさと「さぬき市」を誇りに感じ、愛着を持てるような独自の教材（郷土を題材とした教材）を開発・配布します。

ただし、道德の特別な教科化に伴う教科書使用の際には、ふるさとに誇りを感じ、愛着を持てるような内容の教科書を採択・使用して道德性を養うようにすることで、教材開発に代えます。【追記】

道德教育推進校を核にした研究の推進

さぬき市独自に年1校「道德教育推進校」を指定し、道德教育について中心的に研究を進めていきます。研究成果は、研究発表会を開催したり、紀要にまとめ、他の学校（園）に広く発信していきます。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
具体的な推進策	学校訪問等による「道德の日」や「道德の時間」の取組の好事例の把握・収集					
	好事例の紹介					
	独自の道德資料（小学校）の作成と配布			独自の道德資料（中学校）の作成と配布		
					教科書採択（小学校）	教科書採択（中学校）
	道德教育推進校の指定研究成果の発表					
指標等		好事例の集約と分析	好事例の紹介 小・中各1校以上 小学校道德資料の配布	好事例の紹介 小・中各1校以上	好事例の紹介 小・中各1校以上	好事例の紹介 小・中各1校以上

主要施策 (4) 体力づくりの推進

中学校部活動への支援

部活動を通してスポーツマン精神を身に付けたり、体力や技能の向上を図ることには大きな教育的意義があります。部活動の運営費や物品購入費などの保護者負担を軽減し、子どもたちが安心してスポーツに取り組めるよう、活動費の助成を行います。

また、一定規模以上の大会等に出場することが決定した場合、条件が整えば、参加経費の一部を補助します。

優れた体力づくりを行っている事例の紹介

各学校（園）においては、体育の時間の充実はもちろん、朝の活動や業間体育の実施等、教育課程の工夫による継続した体力づくりの実践が行われています。

学校（幼稚園）訪問等の機会を利用し、優れた体育の授業の実践を取り上げたり、全国体力・運動能力・運動習慣等調査の結果や、スポーツテストの結果を分析し、成果が上がっている実践を広く紹介していきます。

小学校における指定競技「認定証」の授与

なわとび、水泳など、毎年1競技（種目）を決め、「達成レベル」とともに示します。

達成した児童には、教育委員会から「認定証」を渡します。

平成29年度からは、学校課題に応じた「体力向上プラン」の作成を促進し、特色ある体力づくりを支援します。【追記】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
具体的な推進策	中学校部活動への活動費助成					
	一定規模以上の大会参加に係る参加経費の一部補助					
	学校訪問等による優れた体育の授業や成果が上がっている取組（好事例）の把握・収集					
	好事例の紹介					
	認定証の授与			体力向上プラン作成支援		
指標等		体力づくりに関する好事例を1校紹介	体力づくりに関する好事例を2校以上紹介	体力づくりに関する好事例を2校以上紹介	体力づくりに関する好事例を2校以上紹介	体力づくりに関する好事例を2校以上紹介

主要施策 (5) 学校保健の充実

小児生活習慣病予防健診の実施

近年問題になっている、食生活の乱れや運動不足からくる肥満、高血圧、脂肪異常症、糖尿病等の小児生活習慣病の早期発見、予防を図るため、保護者の同意の下、全ての小学4年生を対象に健診を実施します。

歯の健康教育の推進

平成23年度のうち歯（むし歯）罹患（りかん）率は、フッ化物洗口に取り組んでいる校区とそうでない校区で約6倍の違いが出ています。この結果を受けて、平成24年度から保護者の同意の下、市内全ての小・中学校でフッ化物洗口を実施しています。平成25年度以降も、引き続き実施します。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
具体的な推進策						
	小児生活習慣病予防健診の実施（小学4年生対象）					
	問題がある児童への再検査と学校医による指導・フォロー					
	全ての小・中学校でフッ化物洗口実施					
指標等		う歯罹患患者数の追跡調査	う歯罹患患者数の追跡調査	う歯罹患患者数の追跡調査	う歯罹患患者数の追跡調査 小児メタリックシールド ロム児童数等の追跡調査	う歯罹患患者数の追跡調査 小児メタリックシールド ロム児童数等の追跡調査

主要施策 (6) 食育の推進

学校栄養教諭等による指導の充実

年度の始めに、各学校（園）に希望を取り、栄養教諭や学校栄養職員を活用した食に関する指導を実施します。指導に当たっては、担任の先生と連携して、幼児・児童・生徒の発達段階に合わせた活動・指導になるよう配慮していきます。家庭教育学級・試食会・学校保健委員会での保護者への指導の他、生活習慣病予防検診で課題のあった児童・生徒への個別指導も行います。

地産地消の推進

年間を通して、身近に収穫できる旬の食材を使った学校給食を提供します。香川県産及びさぬき市で生産者の分かる野菜等を使用した場合は、資料を配付することで、給食が生きた教材として食育に結び付くように工夫していきます。学校給食献立表は、市ホームページに掲載します。

早寝早起き朝ごはん運動の推進

幼児・児童・生徒の生活リズムの向上を目指し、「早寝早起き朝ごはん」運動を推進していきます。適切な運動の大切さも合わせて推進することで、学習意欲や体力・気力の向上に努めます。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
具体的な推進策	学校栄養教諭・学校栄養職員による食に関する指導の実施					
	地産地消の推進（地元食材の紹介資料の配付・献立のHP掲載）					
	「早寝早起き朝ごはん」運動の推進					
指標等	地場産物使用割合（食材数 [〃] - _ス ） 30%以上 栄養教諭等派遣 50回以上	地場産物使用割合（食材数 [〃] - _ス ） 35%以上 栄養教諭等派遣 50回以上	地場産物使用割合（食材数 [〃] - _ス ） 35%以上 栄養教諭等派遣 50回以上	地場産物使用割合（食材数 [〃] - _ス ） 35%以上 栄養教諭等派遣 60回以上	地場産物使用割合（食材数 [〃] - _ス ） 35%以上 栄養教諭等派遣 60回以上	地場産物使用割合（食材数 [〃] - _ス ） 35%以上 栄養教諭等派遣 60回以上

主要施策 (7) 青少年の健全育成と学校外活動の充実

少年育成センターの機能の充実

学校や関係機関等と気になる子どもの情報の共有化を図り、青少年健全育成のための活動を展開します。

悩みのある子どもや保護者のための相談センターとしての機能を高め、身近な相談機関であることの広報に努めます。

- 補導車を買替え、補導・巡回活動を充実します。
- 青少年健全育成の啓発活動として、講演会を開催します。
- 引き続き適応指導教室を開設し、通級生が安心して活動できる空間や居場所づくりを工夫します。
- 学校復帰のための支援・家庭や学校との連携に努め、学校・家庭・関係機関との連絡会やケース会を開催します。

学校外活動の充実

子どもが自然の中で五感を生かして遊んだり、異年齢の集団で活動したりする等の体験が減少し、そのことは、子ども同士、子どもと大人などの人間関係が希薄になっていることにつながっています。子どもが出会う様々な体験が学校内だけに留まることのないよう、地域の子どもは地域で育てる意識を持ち、子どもがわくわく感を抱くような学校外での体験活動の充実に努めます。

- 子ども会活動をはじめとした、子どもたちに様々な体験を提供する団体や活動を支援するとともに、その活動の担い手となる人材を発掘し、育成します。
- 気候や風土の異なる地域の人に触れることは、子どもにとって大きな刺激であり、貴重な体験です。これからも、さぬき市の小学生と友好都市である北海道剣淵町の小学生との交流を続けます。

教育方針 4 生命の尊重と健康の増進に努め、しなやかな心身を持つ人を育む。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
具体的な推進策	学校・家庭・関係機関等との連絡会・ケース会の開催⇒実態把握に基づく活動の推進					
	適応指導教室「FINE」の開設					
		青少年健全育成講演会の開催		青少年健全育成講演会の開催		
			新補導車購入		新補導車購入	
	子ども会活動等の育成・支援					
	さぬき市受入れ	剣淵町訪問	さぬき市受入れ	剣淵町訪問	さぬき市受入れ	剣淵町訪問
指標等	連絡会・ケース会実施 学校・関係機関数 受入れ家庭数	連絡会・ケース会実施 学校・関係機関数 講演会参加者数 訪問児童数	連絡会・ケース会実施 学校・関係機関数 巡回補導回数 受入れ家庭数	連絡会・ケース会実施 学校・関係機関数 講演会参加者数 訪問児童数	連絡会・ケース会実施 学校・関係機関数 巡回補導回数 受入れ家庭数	連絡会・ケース会実施 学校・関係機関数 巡回補導回数 訪問児童数

主要施策 (8) 地域スポーツ団体の育成と生涯スポーツの定着化

各種スポーツの奨励

競技力の向上のみにこだわらず、健康づくりや体力づくりの視点を持って、市民が気軽に参加し、市民が地域の中でスポーツを身近に感じることのできるようなスポーツ活動の推進を行います。

一方で、スポーツに対する機運を高めるためには、市内の団体や個人が全国大会などの大きな大会で活躍することも重要です。賞賜金制度を用いて、上位大会に参加する選手等への支援を行います。

- 気軽に参加できる事業として、ニュースポーツ教室を開催します。
- 各種団体と連携を図りながら、地域のスポーツ行事にスポーツ推進委員を派遣します。
- 競技者の意欲を高め、競技力の向上を図るため、全国大会以上の各種大会に出場する選手等に対して賞賜金を交付します。また、広くその周知に努めます。

スポーツ団体・指導者の育成と支援

充実したスポーツ活動を行うためには、専門的で高度な指導者の育成が必要です。その資質向上のため、指導者を対象とした講習会などを開催します。

また、地域の各スポーツ団体が、より活発に自主活動を行うことができるよう環境づくりに努め、助言や指導などの支援を行います。

社会体育施設の整備と充実

市民のスポーツ活動やレクリエーション活動の拠点となっている社会体育施設について、市民が快適に安心して利用することができるよう、適切な維持管理と効率的な運営を行います。

教育方針 4 生命の尊重と健康の増進に努め、しなやかな心身を持つ人を育む。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
具体的な推進策	ニュースポーツ教室の実施					
	地域スポーツ行事へのスポーツ推進委員の派遣					
	賞賜金制度の実施					
	各種スポーツ団体への助言、指導等の支援					
	指導者育成のための講習会、研修会等の実施					
	体育施設の適切な維持管理、耐震診断 今後の運営の在り方の検討					
指標等	教室の実施回数	教室の実施回数	教室の実施回数	教室の実施回数	教室の実施回数	教室の実施回数
	賞賜金交付数	賞賜金交付数	賞賜金交付数	賞賜金交付数	賞賜金交付数	賞賜金交付数
	講習会の実施数	講習会の実施数	講習会の実施数	講習会の実施数	講習会の実施数	講習会の実施数

主要施策 (9) 特色ある地域スポーツ事業の充実

文化、観光名所を活用したスポーツ事業の実施

生涯スポーツの普及や振興を図るため、四国八十八箇所上がり3か寺をはじめとした市内の文化資源や観光名所を活用し、誰でも気軽に楽しむことができ、他にはないさぬき市ならではのスポーツ事業を行います。

- 特徴あるスポーツの一つとして、へんろ88ウォークを継続します。より市民に親しまれ、愛される行事となるよう、常に運営の在り方を検証しながら実施します。
- 市民が地域に誇りを持ち、その地域にある資源を活用したスポーツ行事の取組を支援します。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
具体的な推進策	へんろ88ウォークの実施					
	地域資源を活用したスポーツ行事の支援					
指標等	参加者数	参加者数	参加者数	参加者数	参加者数	参加者数

第1章	計画の策定に当たって
第2章	基本計画
第3章	さぬき市の教育施策の実現に向けて

第3章 さぬき市の教育施策の実現に向けて

1 教育委員会の活性化

(1) 責任ある教育委員会であるために

教育長及び教育委員が積極的に教育現場に出向くことによって、学校や教育施設の状況を把握し、教育に関する包括的な責任を有する独立した執行機関として、その機能を果たします。

① 学校訪問の充実

計画訪問日だけでなく、学校行事など機会を捉えて、積極的に教育長及び教育委員が学校現場を訪れ、状況の把握に努めます。

② 社会教育施設や文化施設での教育委員会の開催

教育施設の実態や問題点を詳しく把握するために、市内の各種教育施設を利用して教育委員会を開催します。

③ 市長と教育委員会の情報・意見交換

多岐にわたる教育行政を推進するためには、市全体としての取組が必要です。また、教育委員会だけでは十分に対応できない分野については、市長事務部局との連携がますます重要となっています。このことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の規定に基づき設置される総合教育会議をはじめ市長と教育長及び教育委員との教育の現状と課題についての意見交換の場を持ちます。

(2) 前に進む教育委員会であるために

教育行政に突き付けられる諸課題は、刻々と変化する社会に伴い多様化・複雑化しています。教育長及び教育委員は、これらに対し共通認識を持ち、的確に処理・解決するために必要な資質の向上を図るため、香川県市町教育委員会連絡協議会や関係機関が主催する研修会等に参加するほか、自らの研鑽に努めます。

2 教育行政の透明性確保と情報発信

教育委員会の活動内容については、必ずしも広く市民に周知されているとはいえないのが現状です。これからも、開かれた教育行政を目指し、取組の内容や結果について積極的に情報発信し、市民の意見や要望に耳を傾けながら、透明性を高める活動を行っていきます。

3 市長との連携と教育予算の充実

国、地方自治体の財政状況は依然として厳しく、本市の財政も同様に厳しい状況にあることから、更なる行財政改革が望まれています。このような中、この計画が掲げる教育施策を実現させるために、1-(1)③にある市長との連携を深め、市の他の施策にも配慮しながら、総合教育会議において協議及び調整を行うとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長に対して必要な予算の確保について意見を申し出るものとします。

4 計画の進捗管理

教育委員会では、平成20年度から毎年、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、学識経験者の所見を付した報告書を作成し、市議会に報告するとともに、公表しています。

さぬき市教育振興基本計画についても、この報告書により進捗状況の把握と、点検・評価を行い、必要に応じて教育施策の改善や見直しを行います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抜粋）

（総合教育会議）

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 地方公共団体の長

(2) 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5～7 （略）

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

◀ 付 録 ▶

- 用語の解説
- さぬき市教育振興基本計画策定委員会設置要綱
- さぬき市教育振興基本計画策定委員会委員名簿
- 策定過程

あ 生きる力 (4.5.17)

変化の激しい「知識基盤社会」で自立的に生きるために必要な能力のこと。

異校種間交流 (10)

幼稚園、小学校、中学校などが、各学校の教育活動の充実に資することを目的として、それぞれの学校の役割の基本を再確認し、教育の円滑な接続に配慮した教育を相互に連携・協力し合って推進する活動のこと。

栄養教諭 (34)

食に関する指導と学校給食の管理を行うと同時に、食育の推進において各学校の指導体制の要としての役割を担う教諭。

ADHD (Attention Deficit/Hyperactivity Disorder) (44)

注意欠陥・多動性障害。多動性、不注意、衝動性を症状の特徴とする発達障害もしくは行動障害のこと。

LD (Learning Disorders, Learning Disabilities) (44)

学習障害。全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す様々な障害のこと。

親育ちプログラム (13.14)

子育て中の親支援プログラムで、参加者の悩みや関心のあることをグループで話し合い、必要に応じてテキストを参照して自分に合った家庭教育の在り方を学ぶプログラムのこと。

か 学校規模の適正化 (5.12)

少子化等による学校・学級の小規模化は、児童生徒の学校における社会の形成者としての資質の育成や個々の能力を最大限に伸長することに様々な影響を及ぼすことが考えられるため、より良い教育環境に整備し、教育効果の向上を図ることを目的として適正な学校規模に再編整備すること。

危機管理マニュアル (29)

危機が起きた時に適切な行動ができるように、①児童や教職員の命を守る、②危険をいち早く発見して、事件・事故の発生を未然に防ぐ、③事件・事故が発生した時は、適切かつ迅速に対応し被害を最小限に抑える、④事件・事故の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じる、等を目的として作成した手引きのこと。

躯体 (12)

建物の主要な構造体又は骨組みのこと。構造強度に関わる基礎、柱、梁、耐力壁などを指す。

心の教室相談員 (30)

児童・生徒が悩み等を抱え込まず、心にゆとりを持てるような環境づくりのために、日常の学校生活の中で悩みなどの相談にのったり、気軽な話し相手となったりすることを目的に配置された職員。

コーディネーター (13)

ものごとを調整する役の人。

さ 社会科副読本 (19)

小学校3・4年生の社会科学習において、子ども達が住む地域を調べたり、見学・体験学習を行う際の資料や教科書の補助的教材として作成された図書のこと。

サービスポイント (17)

図書館以外の場所で、資料の貸出返却ができるところ。

就学前教育 (8)

一般に小学校教育前の段階にある教育のことを指して使われる。幼児を対象とするため幼児教育とも呼ばれる。

就学援助 (11)

経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して与えられる市町村による必要な援助。就学援助の対象者には、要保護者と要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者がある。

生涯学習 (1. 2. 5. 15. 16. 21)

人が生涯に渡り学び・学習の活動を続けていくこと。

小児生活習慣病 (33)

大人と同じように子どもの高血圧や糖尿病などの病気。小さな時から甘い物をたくさん食べたり、不健康な生活、夜更かしや運動不足が関係していると言われる。

食育 (28. 34. 42)

食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、食について学んだり、考えたりする活動のこと。

スクールカウンセラー(SC) (30)

教育機関において、児童、生徒、保護者、教師の相談にのる臨床心理士などの心理相談業務に従事する心理職専門家。学校カウンセラーと呼ばれることもある。

スクールソーシャルワーカー(SSW) (30)

教育機関において、不登校や家庭内暴力など子どもが抱える問題に対し、主に福祉的な視点から解決を図る福祉職専門家。学校と家庭、地域の橋渡しや行政や病院など外部機関同士のつなぎ役を果たすこともある。

全国学力・学習状況調査 (7)

小中学生の学力・学習状況を把握・分析し、学校教育の充実・改善に役立てるために、文部科学省が全国規模で実施している調査。小学6年生と中学3年生の児童・生徒を対象に毎年4月に実施。国語、算数・数学の学力テストと学習・生活環境のアンケート調査を行う。

全国体力・運動能力・運動習慣等調査 (32)

全国の小学5年生、中学2年生全員を対象として行われるスポーツテスト。「全国体力テスト」「全国運動テスト」とも呼ばれる。

早期からの教育相談・支援体制構築事業 (9)

特別な支援が必要となる可能性のある子どもや保護者に対し、早期から情報提供や相談会を実施し、柔軟できめ細やかな対応ができる一貫した支援体制を構築する施策のこと。

早期支援コーディネーター (9)

教育・保育・福祉・保健・医療といった地域での連携の推進役として、相談支援体制構築のための取りまとめや連絡・調整、情報収集の担当者のこと。

た 確かな学力 (5.7)

知識や技能のほか、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力等を含めた学力のこと。

地産地消 (34)

「地域生産地域消費」「地元生産地元消費」などの略で、その地域で作られた農産物・水産物を、その地域で消費すること。

適応指導教室 (35.36)

長期欠席をしている不登校児童生徒を対象に、公的な施設において集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談や適応指導を行うことにより、その学校に復帰できることを目標に運営している教室のこと。

出前講座 (25)

授業や学習会等に、講師を無料で派遣する講座のこと。

道徳の日 (31)

児童が道徳的な価値を考えたり、保護者や地域の人と連携して道徳的な価値について話し合ったり、考えたり、行動したりする日。

特別支援教育 (5.9.44)

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため適切な指導及び必要な支援を行うもの。平成19年4月から「特別支援教育」が学校教育法に位置付けられ、全ての学校において障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなっている。

特別支援教育コーディネーター (10)

「今後の特別支援教育の在り方」(最終報告)において、特別支援教育体制を確立するために重要な役割を果たすとされた校内の役職。学校における特別支援教育の推進に当たり、中心的な役割を担い、関係機関との連携協力の体制整備を図る。

特別支援教育支援員 (9)

学校における日常生活上の介助や、LDの児童生徒に対する学習支援、ADHDの児童生徒に対する安全確保などの学習活動上のサポートを行う職員。

は 発達障害 (9.42)

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現する障害を指す。

非構造部材 (12)

外装材・内装材・天井材・照明器具・窓ガラス・書棚などを指す。地震時に破損・転倒して恐い凶器になることがある。

フッ化物先口 (33)

フッ化物水溶液を用いて「ブクブクうがい」を行い、歯のエナメル質表面にフッ化物を作用させて、虫歯を予防する方法のこと。

ブックトーク (17)

任意のテーマについて様々な方法で複数の本を紹介すること。単に本の内容を紹介するのではなく、聞き手が本の楽しさに出会ったり、読んでみたいという気持ちを起

こさせることなどが目的である。

放課後子ども教室 (13.14)

小学校の余裕教室等を活用し、地域の多様な方々の参画を得て、子ども達とともに
行う学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組のこと。

㊦ ライフステージ (5.10.15)

人間の一生における幼年期・青少年期・成人期・高齢期などのそれぞれの段階。家
族については、新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

さぬき市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定するに当たり、市民、教育関係者、有識者等からの幅広い意見を計画に反映させるため、さぬき市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) さぬき市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関すること。
- (2) その他基本計画の策定のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) PTA関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育長が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱した日から基本計画の策定が完了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長が指名し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長は、その議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、基本計画の策定が完了した日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱による最初の会議は、第5条の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(平成25年2月26日失効)

さぬき市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

(任期：平成24年8月23日～平成25年2月26日)

役職	区分	氏名	所属等
委員長	学識経験者	しちじょう まさのり 七條 正典	香川大学教育学部附属教育実践総合センター長
副委員長	学識経験者	み い しげあき 三井 重彰	岩手県教育委員会事務局県北教育事務所巡回型カウンセラー (元造田小学校長)
	学校教育関係者	さ の さだひこ 佐野 禎彦	さぬき市中学校長会会長 (志度中学校)
	学校教育関係者	の ぎ きょういち 野崎 恭一	さぬき市小学校長会会長 (長尾小学校)
	学校教育関係者	ふくにし 福西マリコ	さぬき市幼稚園長会会長 (志度幼稚園)
	社会教育関係者	ほそかわ いわお 細川 巖	さぬき市体育協会会長
	社会教育関係者	わたなべ ゆたか 渡邊 寛	さぬき市文化財保護協会会長
	社会教育関係者	さんがわ たくみ 寒川 巧	さぬき市社会教育委員
	P T A関係者	ほんま たつはる 本間 立治	さぬき市P T A連絡協議会会長
	P T A関係者	う つ ぎ さちこ 楊盧木幸子	さぬき市P T A連絡協議会母親代表委員会委員長

策定過程

平成24年2月28日	さぬき市教育委員会定例会 議案第5号 さぬき市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の制定について（原案可決）
平成24年2月29日	さぬき市教育振興基本計画策定委員会設置要綱制定
平成24年8月23日	さぬき市教育振興基本計画策定委員会第1回会議 (1) 策定委員会委員委嘱状の交付 (2) さぬき市教育振興基本計画策定スケジュールについて (3) さぬき市の教育行政の現状について (4) さぬき市の教育行政に対する意見について
平成24年10月10日	七條委員長との協議
平成24年12月13日	さぬき市教育振興基本計画策定委員会第2回会議 (1) さぬき市教育振興基本計画の素案について
平成25年1月16日 ～1月31日	パブリックコメントの実施
平成25年2月14日	さぬき市教育振興基本計画策定委員会第3回会議 (1) さぬき市教育振興基本計画の素案について (2) さぬき市教育振興基本計画の答申について
平成25年2月26日	さぬき市教育委員会第11回定例会 議案第1号 さぬき市教育振興基本計画の策定について（原案可決）
<u>平成28年11月22日</u>	<u>さぬき市教育委員会第8回定例会</u> <u>協議第2号 さぬき市教育振興基本計画の見直しについて【追記】</u>
<u>平成28年12月7日</u> <u>～平成29年1月6日</u>	<u>パブリックコメントの実施【追記】</u>
<u>平成29年1月24日</u>	<u>さぬき市教育委員会第10回定例会</u> <u>議案第34号 さぬき市教育振興基本計画の改訂について（ ）【追記】</u>



さぬき市教育振興基本計画

発行 さぬき市教育委員会

〒769-2194

香川県さぬき市津田町津田 138 番地 15

TEL : 0879-42-3021

FAX : 0879-42-3208

E-mail : kyoikusomu@city.sanuki.lg.jp